

総合リハ訪問看護ステーション運営規程

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンターが開設する総合リハ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師等（以下「従業者」という）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態、以下同じ）で、主治医が必要と認めた者に対し、適正なサービスの提供を目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 事業者は、指定訪問看護サービスの提供に当たって、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
- 2 事業者は、指定介護予防訪問看護サービスの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、よって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業者は、事業の実施に当たって、総合リハビリテーションセンターのもつ医療・福祉機能を活かし、利用者に信頼され、求められるステーション運営を行うとともに、関係市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、質の高い総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 総合リハ訪問看護ステーション
- ② 所在地 神戸市西区曙町1070番地
総合リハビリテーションセンター

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	経験のある看護師	1名	—	看護職員と兼務
看護師等	看護師	2名以上	1名以上	うち常勤1名は管理者と兼務
	理学療法士	1名以上	1名以上	
	作業療法士	1名以上	1名以上	

(1) 所長

所長は、ステーション全体の管理及び責任を負う。

(2) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らもサービスの提供に当たる。

(3) 看護師等

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、サービスの提供に当たる。

第5条 （営業日及び営業時間）

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。
- ③ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 （事業の内容）

事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 入浴・部分浴・清拭等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の援助
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ ターミナルケア
- ⑥ 療養生活や介護方法の指導
- ⑦ カテーテル等の管理
- ⑧ その他医師の指示による医療処置
- ⑨ 関係機関との連携
- ⑩ 理学療法及び作業療法等
- ⑪ 精神科領域に関わる訪問看護業務

第7条 （利用料等）

1 事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める割合の額を利用者から受けるものとする。

- ① 介護保険の居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- ② 医療保険で訪問看護を利用する場合は、療養費報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。

2 医療保険の指定訪問看護対象者における、医療保険対象外サービスの費用は以下のとおりとする。

(1) 営業日以外にサービスを行った場合 2, 000円

(2) 1回のサービスが90分を超えた場合

※長時間訪問看護加算算定日以外又は加算要件非該当者

30分ごとに 2, 000円

(3) 交通費（事業所からサービス提供地までの片道） 2km未満 無料

2km以上5km未満 350円

5km以上10km未満 500円

10km以上 800円

3 死後の処置料は、10, 000円とする。

第8条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、神戸市西区、神戸市垂水区狩口台・南多聞台・神陵台、明石市の区域とする。

第9条 （緊急時等における対応方法）

従業者は、訪問看護サービス等を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。

第10条 （個人情報の保護）

1 事業者は、従業者及び従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じる。

2 事業者は、利用者又はその家族の個人情報を取り扱う際には、あらかじめ文書により同意を得るとともに、目的以外にその情報を使用しない。

第11条 （苦情処理）

1 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口の設置、記録の整備等必要な措置を講じる。

2 事業者は、提供したサービスに関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従い必要な改善を行う。

第12条 （事故発生時の対応と損害賠償）

1 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、事故の状況や対応について記録し、速やかに家族や関係機関、市へ連絡するとともに、再発生を防ぐための対策を講じる。

2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者に

生じた損害について賠償する責任を負う。

第13条（衛生管理等）

- 1 事業者は、従業員の健康診断を年1回行い、健康状態の管理をする。
- 2 事業者は事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業者は、サービスの提供に必要な設備、備品等の清潔を保持し、感染を予防するための対策を講じてサービスを提供する。

第14条（暴力団排除）

- 1 事業者は、暴力団排除条例に基づき、すべての事務又は事業において暴力団を利用することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者および管理者は、暴力団員等ではないこととする。
- 3 ステーションの運営は、暴力団等の支配を受けないこととする。

第15条（虐待防止・人権擁護）

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。
 - ① 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第16条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条 (オンライン資格確認)

施設基準

- 1 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求をおこなっている。
- 2 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有している。
- 3 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
- 4 3の掲示事項についてウェブサイトに掲載している。

第18条 (ハラスメント防止)

事業所は、利用者および職員の人格と尊厳を守るため、ハラスメント(暴言、暴力、威圧的言動、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等)の防止に努める。ハラスメントが発生した場合は、速やかに事実確認を行い、必要な措置を講じる。また、職員に対してハラスメント防止に関する研修を実施し、適切な対応が行える体制を整備する。

(その他運営についての留意事項)

第19条

- 1 ステーション管理者は、従業者の質の向上を図るために研修を次のとおり行うものとする。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 事業者は従業者、設備、備品、会計及び、利用者に対する指定訪問看護、介護予防訪問看護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。
- 3 この規程に定めのない事項で、運営に関する必要な事項は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター所長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年1月15日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年3月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年7月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年8月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年4月18日から施行する。

附則

この規定は、平成28年6月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年7月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年10月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年10月 4日から施行する。

附則

この規定は、平成29年1月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年1月16日から施行する。

附則

この規定は、平成29年2月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年2月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年3月 21日から施行する。

附則

この規定は、平成29年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年7月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年1月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年8月13日から施行する。

附則

この規定は、平成30年12月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成31年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和1年7月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和2年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和2年9月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和4年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和5年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和7年4月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和8年4月 1日から施行する。